

Q7-5.台湾の製造物責任法の概要について説明して下さい。

商品製造者の責任については、主に民法および消費者保護法に規定されています。その概要は以下のとおりです。

一、民法

民法第 191-1 条に商品製造者の責任について以下の様に規定されています。

- (一) 商品製造者は、その商品の通常の使用または消費によって他人に損害を与えた場合、賠償責任を負う。ただし、その商品の生産、製造または加工、設計に欠陥がない場合、またはその損害が当該欠陥によるものではない場合、もしくは損害の発生防止に相当の注意が払われていた場合は、この限りではない。
- (二) 前項でいう商品製造者とは、商品の生産、製造、加工業者である。商品上の標章またはその他文字、符号によって、自身がその生産、製造、加工をした者と表現できる場合、商品製造者と見なす。
- (三) 商品の生産、製造または加工、設計につき、説明書または広告の内容に沿っていない場合も、欠陥と見なす。
- (四) 商品の輸入業者は、商品の製造者と同様の責任を負わなければならない。

二、消費者保護法

消費者の保護事項に対して、消費者保護法は特別法に属し、原則上は上記の民法の規定より優先的に適用され、個別の案件の状況に応じて決定する必要があります。消費者保護法の主な関連規定の概要は以下のとおりです。

(一) 商品製造者またはサービス提供者の責任(第 7 条)

1. 商品の設計、生産、製造またはサービスの提供に従事する企業経営者が、商品を市場に流通させるまたはサービスを提供する際に、当該商品またはサービスが、当時の科学技術または専門的な水準に沿い、合理的に期待できる安全性を備えていることが確保されていなければならない。
2. 商品またはサービスに、消費者の生命、身体、健康、財産に危害を及ぼす可能性があるとき、わかりやすい場所に警告標示および危険に対する緊急対処法を明記しなければならない。
3. 企業経営者が前二項の規定に違反し、消費者または第三者に損害を与えた場合は、連帯賠償責任を負わなければならない。ただし、企業経営者が過失がないことを証明できる場合、裁判所はその賠償責任を軽減することができる。

(二) 企業経営者の挙証責任(第 7-1 条)

1. 企業経営者は、その商品の市場流通時、またはそのサービス提供時において、当時の科学技術または専門的な水準に沿っており、合理的に期待できる安全性を備えていたと主張する場合、その主張の事実に対して挙証責任を負う。
2. 商品またはサービスは、後日更に優れた商品またはサービスが現れたことのみを原因として、前条第 1 項の安全性に沿わないと見なされてはならない。

(三) 取次販売者の責任(第 8 条)

1. 取次販売に従事している企業経営者は、商品またはサービスにより生じた損害について、商品を設計、生産、製造したまたはサービスを提供した企業経営者と連帯賠償責任を負う

ものとする。ただし、その損害の防止に相当の注意が払われている、または相当の注意が払われていても損害の発生が防止できない場合は、この限りではない。

2 前項の企業経営者につき、商品の包装の変更、小分け、またはサービス内容の変更をした者も、前条の企業経営者と見なされる。

(四) 輸入業者の責任(第9条)

商品またはサービスを輸入する企業経営者は、当該商品の設計・生産・製造者またはサービス提供者と見なされ、本法第7条の製造者責任を負う。

(五) 企業経営者の回収義務(第10条)

1. 企業経営者は、その提供した商品またはサービスが消費者の安全および健康に危害を及ぼす恐れがあるのを認めることができる事実がある場合は、直ちに当該商品を回収し、またはそのサービスを停止しなければならない。ただし、企業経営者が行うことが必要な処理で、その危害を除去できる場合は、この限りではない。
2. 商品またはサービスに消費者の生命、身体、健康または財産に危害を及ぼす恐れがありながら、明確な場所に警告標示せず、かつ危険に対する緊急対処法も明記されていない場合は、前項の規定に準ずる。

(六) 責任の軽減や免除の禁止(第10-1条)

消費者保護法に定める企業経営者の消費者または第三者に対する損害賠償責任は、事前の約定により制限または免除されてはならない。

(七) 懲罰的損害賠償の請求(第51条)

本法に基づき提起された訴訟につき、企業経営者の故意により至らしめた損害について、消費者は損害額の3倍以下の懲罰的損害賠償を請求することができる。ただし、過失による損害については、損害額の1倍以下の懲罰的損害賠償を請求することができる。

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や普華商務法律事務所(PwC Legal)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。